

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3 月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 -91号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（規則第 8 - 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>営利企業への従事等の制限に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 法第38条第 1 項の規定に<u>基づき、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外で、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第 2 項の規定に<u>基づく</u>許可の基準を定めることを目的とする。</p>	<p>営利企業等の従事制限に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 法第38条第 1 項の規定に<u>基き、営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外で、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第 2 項の規定に<u>基く</u>許可の基準を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。